

令和6年度CSA手法拡大支援事業

事業概要

生産者と消費者とが強固に結び付いた顔の見える関係づくりを強化するために、農業体験や援農など生産者と消費者の交流を行いながら、生産物の定期購入を行うCSA手法を用いた取組を支援し、本県農業の新たな展開を図ることに寄与する事例を創出することを目的とする事業です



定期購入



交流(農業体験、援農等)



- ・ 農業者の販路確保
- ・ 生産者と消費者のつながりの創出

補助対象経費

- ・ **農業体験等交流に要する経費**
(軍手等消耗品代、バス借上げ代等)
- ・ **広報費**
(消費者との交流用HP等の改修費、交流相手拡大に要するチラシ作成費等)
- ・ **ピックアップポイント整備費**
(棚、ロッカー、保冷库等購入費)
- ・ **CSA手法拡大・推進に必要な経費**

補助対象者

- ・ 農業者グループ(2戸以上)
- ・ 農業者の組織する団体
(農業協同組合、農事組合法人など)
- ・ 生産者と消費者とを結ぶ民間事業者または任意団体
- ・ 県が事業の実施を認めた特認団体

補助額

補助上限額：250千円
補助率：1/2以内
(下限：50千円)

申請先

主となる生産者の地域を所管する
県農林(水産)振興事務所

事業の対象となる交流の相手

- ・ 消費者の組織する団体
- ・ 企業の従業員
- ・ 企業の運営する店舗(例：病院、フィットネスジムなど)の利用者、企業の顧客等
- ・ 複数世帯から構成された特定母集団を持つグループ
(学校や幼稚園・保育園の保護者等)

※個人消費者のみとの交流は対象外

CSA (Community Supported Agriculture) 手法とは、前払いや、生産者ほ場におけるピックアップポイントの設置にはこだわらず、①生産者が特定の消費者に対して農業体験や援農を通じた交流を実施するとともに、②定期的な生産物の販売を実施する手法を言います